

保安検査基準（KHKS 0850 シリーズ）定期自主検査指針（KHKS 1850 シリーズ）に係る
質疑応答（案）

回答番号：2020-1

規格番号、項目番号：

KHKS 0850-1 KHKS 1850-1
KHKS 0850-2 KHKS 1850-2
KHKS 0850-3 KHKS 1850-3
KHKS 0850-4 KHKS 1850-4
KHKS 0850-5 KHKS 1850-5
KHKS 0850-6 KHKS 1850-6
KHKS 0850-7 KHKS 1850-7
KHK/JOGMEC S 0850-8 KHK/JOGMEC S 1850-8
KHK/JPEC S 0850-9 KHK/JPEC S 1850-9

質問：

各検査項目の目視検査の方法について、「目視により確認する」とのみ規定されている項目がある一方で、例えば KHKS 0850-3 4.3.3 のように「直接目視又はファイバースコープ、工業用カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用し、若しくはこれらを組み合わせて次のとおり実施する。」と規定されている項目がある。

「目視により確認する」とのみ規定されている項目については、直接目視に限られるのか、それともカメラ等の器具類を使用することもできるのか。

回答：

「目視により確認する」とのみ規定されている場合であっても、検査を実施する者が直接目視によるときと同等以上の情報が得られると判断した方法（例えば、ファイバースコープ、カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、直接目視と同等以上の情報が得られる方法）を採用することができる。

なお、検査器具類を搭載したドローン等を使用する場合は、経済産業省の「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン Ver2.0」、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」等を参考に安全に配慮して行う必要がある。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/index.html